

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 東京都練馬区谷原一丁目12番10号  
氏名 東明興業 株式会社  
代表取締役 伊勢 文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成31年 1月15日

許可の有効年月日 平成37年12月 5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)、がれき類(\*) 以上14種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)（畳、塩化ビニル管、廃蛍光灯及び石綿含有産業廃棄物に限る。）、紙くず（再生利用可能なものを除く。）、木くず（再生利用可能なものを除く。）、繊維くず（再生利用可能なものを除く。）、金属くず(#1)（廃蛍光灯及び当該事業場で破碎処理できないものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)（廃蛍光灯、再生利用不可能な廃石膏ボード及び石綿含有産業廃棄物に限る。）、がれき類(\*)（当該事業場で破碎処理できないもの及び石綿含有産業廃棄物に限る。） 以上10種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県所沢市大字南永井字北一本木829番2、829番5、829番6、829番7、842番2、843番1、843番2、843番3、844番1、844番2、844番3、845番1、845番2、845番3 以上14筆（面積13,569㎡）に限る。

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和51年 6月10日	指令環第 1673号	新規許可
平成20年 2月13日	指令廃指第 1263号	変更許可（積替え保管を含む品目の追加）
平成28年 3月 4日	指令産廃第1206-1号	変更許可（事業場面積の拡大及び保管上限の拡大）
平成29年 5月30日	-	変更届（2種類の廃止）
平成31年 1月15日	指令西環第 1-4号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
がれき類（当該事業場で破砕処理できないものに限る。）以上1種類	30.5㎡	1.3m （屋外）	29.4㎡
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）以上3種類	18.9㎡	2.4m （屋内）	27.2㎡ （27.2㎡コンテナ×1個）
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）以上3種類	10.0㎡	1.5m （屋内）	8.2㎡ （8.2㎡コンテナ×1個）
金属くず（当該事業場で破砕処理できないものに限る。）以上1種類	20.0㎡	1.5m （屋外）	16.4㎡ （8.2㎡コンテナ×2個）
廃プラスチック類（塩化ビニル管に限る。）以上1種類	20.0㎡	1.5m （屋外）	16.4㎡ （8.2㎡コンテナ×2個）
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再生利用不可能な廃石膏ボードに限る。）以上1種類	20.0㎡	1.5m （屋外）	16.4㎡ （8.2㎡コンテナ×2個）
がれき類（当該事業場で破砕処理できないものに限る。）以上1種類	20.0㎡	1.5m （屋外）	16.4㎡ （8.2㎡コンテナ×2個）
紙くず・木くず・繊維くず（いずれも再生利用可能なものを除く。）以上3種類	20.0㎡	1.5m （屋外）	16.4㎡ （8.2㎡コンテナ×2個）
がれき類（当該事業場で破砕処理できないものに限る。）以上1種類	10.0㎡	1.5m （屋外）	8.2㎡ （8.2㎡コンテナ×1個）
廃プラスチック類（廃蛍光灯に限る。）、金属くず（廃蛍光灯に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光灯に限る。）以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	17.6㎡	1.65m （屋外）	19.4㎡ （通箱0.09㎡×216箱）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（いずれも廃畳に限る。）以上4種類	20.0㎡	1.5m （屋外）	16.4㎡ （8.2㎡コンテナ×2個）
廃油 以上1種類	1.6㎡	0.9m （屋外）	0.6㎡ （200Lドラム缶×3個）
廃酸 以上1種類	1.0㎡	0.9m （屋外）	0.4㎡ （200Lドラム缶×2個）
廃アルカリ 以上1種類	1.0㎡	0.9m （屋外）	0.4㎡ （200Lドラム缶×2個）